仕 様 書

 契約の種別 単価契約(1kg当たり単価)

2 件名

令和7年度第1回 再生資源売却(プラザ PETボトル分別基準非適合物)

3 契約内容

下関市(以下「甲」という。)が、市内で分別収集し、下関市リサイクルプラザ(以下「プラザ」という。)に搬入する『資源ごみ(ペットボトル)』(クリーンセンター響から中継運搬された『資源ごみ(ペットボトル)』も含む。)で公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が定める、PETボトル分別基準適合物(ベール品)にできないもののうち、以下のPETボトル分別基準非適合物(以下「再生資源」という。)を選別し、有償にて買受者(以下「乙」という。)に売却する。

当該再生資源には、ラベルやキャップが除去されていないものや、PET ボトル以外の ものも含まれる場合がある。

保管は、甲所有の「フレキシブルコンテナバック(以下「フレコン」という。)」に 入れて保管されているが、このフレコン等保管容器は、乙が事前に用意し、甲に無償 で貸与することも可能とする。

また、乙は、売却された再生資源を再生のための資源として、適正に処理すること。 なお、乙はこの契約の履行に当たって、別紙2特記仕様書(環境編簡易)の各項目 を遵守すること。

○「再生資源」

2リットルより大型の PET ボトル容器

※甲所有フレコン使用時は要返却

4 引渡期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

5 引取頻度

乙は随時甲からの要請を受けて、甲の指定する日までに再生資源を引き取りに来る ものとする。

6 推定引渡重量

再生資源の推定引渡重量は、7,900kgとする。 なお、この引渡重量は、売却重量を保証するものではない。

7 引渡場所

下関市リサイクルプラザ(下関市古屋町一丁目18番1号)処理棟ストックヤード

8 搬出車両

- (1) 乙は、再生資源を安全に積込み及び搬出できる車両を使用すること。
- (2) 上記車両については、プラザで対応可能な寸法の車両を使用すること。

9 引渡しの方法

事前に、乙と甲の職員等の間で引渡し日及び時間帯を協議する。車両への積込みは、 プラザ処理棟の運転管理業務委託を受けた者の職員(以下「施設職員」という。)の指 示の下、乙が自ら行う。

なお、施設職員がフォークリフト等重機で積込み可能な場合、必要に応じ、施設職員が重機を運転して、積込みに協力する。

再生資源を乙が搬出車両に積載終了した時点をもって、管理責任は乙に移行する。

10 計量

計量については、プラザに設置してある、計量法(平成4年法律第51号)に基づく計量機を使用する。

計量完了及び施設職員による重量の確認後、積載した再生資源を搬出するものとする。

11 引渡重量の算出方法

車両の搬入・搬出時における計2回の計量により、得られた重量の差(正味重量)を再生資源の引渡重量とする。なお、再生資源を保管する容器ごと搬出する場合、正味重量から保管容器の重量(甲所有のベージュ色フレコンの場合、1フレコン当たり2キログラムとする。なお、その他の容器類の場合は、甲の職員及び乙立会いの上、容器類の計量を行い、計量で得られた重量を基に協議をして、調整方法を決定する。ただし、2回目以降同型容器を使用する場合は、協議して、調整方法を決定する。)を除いたものを再生資源の引渡重量とする。

12 所有権の移転

再生資源の所有権は、再生資源を運搬車両に積込み計量を終えたときをもって甲から乙に移転するものとする。

13 買取り代金の支払等

再生資源の買取り代金(以下「代金」という。)は、月ごとに算出するものとし、落 札単価(以下「買取り単価」という。)に引渡しを受けた再生資源の重量(計量機の最 小単位は10キログラム単位とする。)を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の税 率を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)を加算した額とする。 そして、乙は、甲の発行する納入通知書により代金を甲の指定する日(以下「指定 日」という。)までに下関市指定金融機関、下関市指定代理金融機関又は下関市収納代 理金融機関に納入するものとする。

なお、当該契約期間内の買取り単価の変更は行わないものとする。

また、乙が指定日までに代金を完納しなかったときは、当該指定日の翌日から未支払金額を納入する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年3パーセントの割合を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額)を遅延利息として甲に支払わなければならない。

この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

14 その他

- (1) 乙は、労働安全衛生法等関連法令を遵守した上で責任を持って労務管理し、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。
- (2) 乙は、事故、災害及びトラブル等が発生した場合、又は契約履行上支障が生じるような事態が起きた場合には、速やかに甲へ報告すること。
- (3) 再生資源の積込み及びその運搬は、乙の責任の下で行うものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙の双方協議の上で定めるものとする。